

10. 參考資料

伝送チェック機能の活用方法

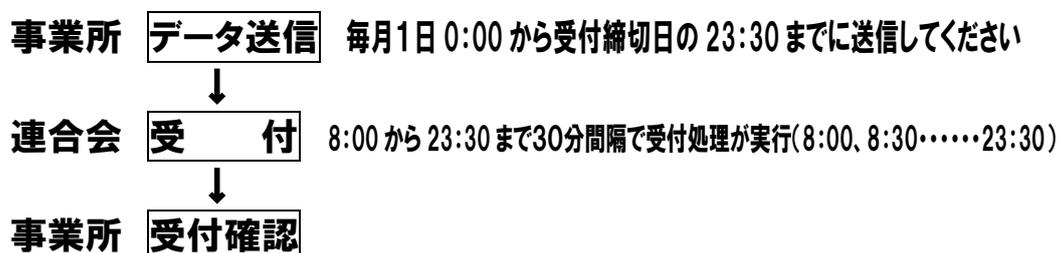
①：データを送信したら必ず「送信結果」を確認してください

データを送信後は送受信ボタンを押下し、到達確認を受信してください。到達確認は伝送通信ソフトの「送信箱」内「送信結果」の各ファイルを選択し、確認してください。

送信データは下記【処理のながれ】のように行います。各処理は表示の時間帯（30分間隔）で行います。そのため、データ送信から最長で40分後に到達確認を受信することが可能となります。

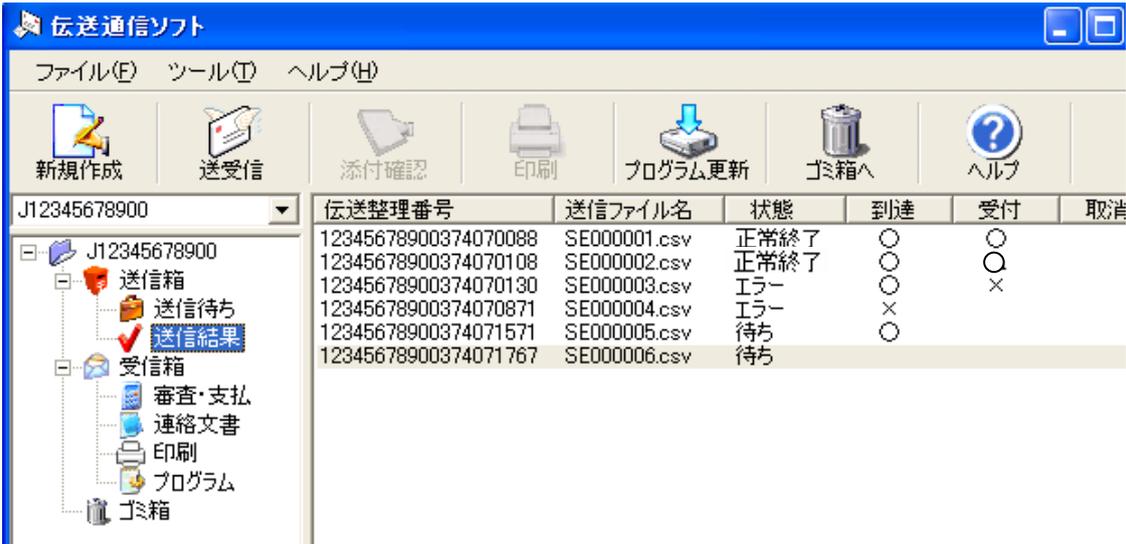
（例；8：01送信→8：30受付→8：40到達チェック結果の配信）

【処理のながれ】



※23：30以降に送信された場合は、翌朝8：00の受付処理になります。ただし、受付締切日（原則、毎月10日）に関しては、23：30以降のデータ送信は受付自体を行いませんので、時間厳守をお願いいたします。

【伝送通信ソフトの送信結果画面】



伝送整理番号	送信ファイル名	状態	到達	受付	取消
12345678900374070088	SE000001.csv	正常終了	○	○	
12345678900374070108	SE000002.csv	正常終了	○	○	
12345678900374070130	SE000003.csv	エラー	○	×	
12345678900374070871	SE000004.csv	エラー	×		
12345678900374071571	SE000005.csv	待ち	○		
12345678900374071767	SE000006.csv	待ち			

前ページの送信結果画面【状態】【到達】【受付】状況説明

【状態】正常終了【到達】○【受付】○（画面では送信ファイル名 SE000001.csv）
受付が正常に行われた状態です。

【状態】エラー【到達】○【受付】×（画面では送信ファイル名 SE000003.csv）
外部インターフェイスエラー（※）が発生し、データ受付が行われていません。
データの再作成・再送信が必要です。データの取消は必要ありません。

※外部インターフェイスエラー

コントロールレコードの処理対象年月が不正

ファイル名が規約に沿っていない

伝送整理番号中の事業所番号が存在しない 等

【状態】エラー【到達】×（画面では送信ファイル名 SE000004.csv）

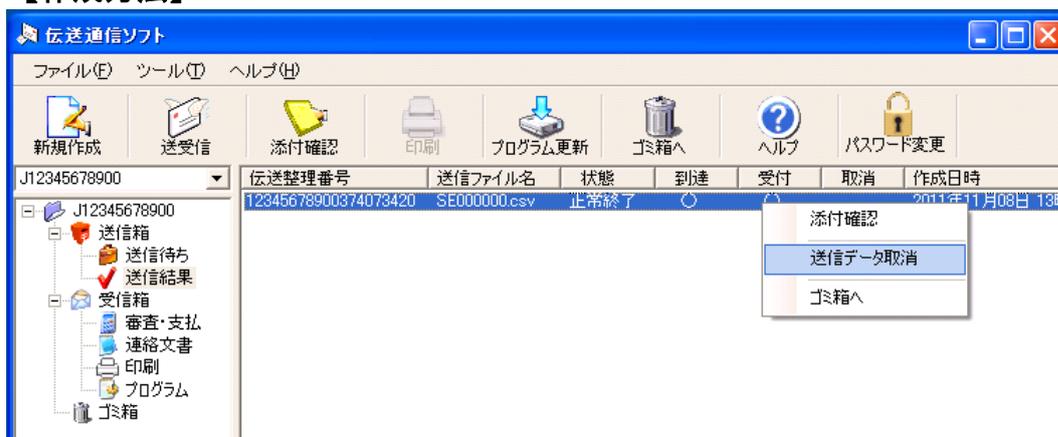
送信すべきファイルの種類ではない等の理由でデータを取り込めなかった状態です。データの再作成・再送信が必要です。データの取消は必要ありません。

【状態】待ち（画面では最下段の送信ファイル名 SE000006.csv）

データを送信した直後の状態です。暫くして、もう一度「送受信」ボタンを押してください。前頁の【**処理のながれ**】を参考にしてください。

参考①：取消電文について

【作成方法】

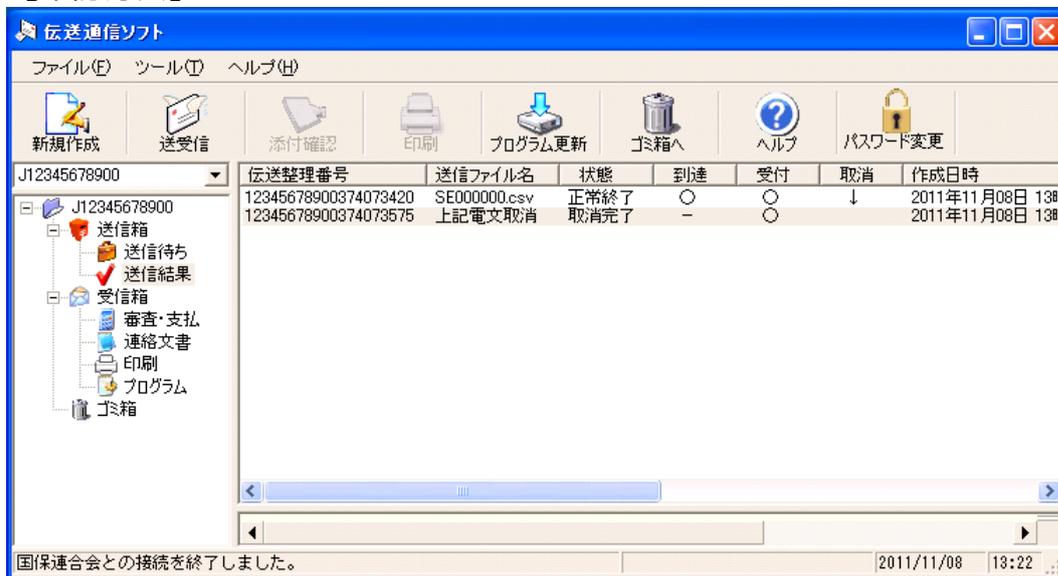


「送信結果」フォルダ内の取り消したいファイルを選択し、**青く反転している状態で右クリック**すると画面の状態になります。ここで「**送信データ取消**」をクリックしてください。

その後、「送信待ち」フォルダをクリックすると「取消電文」（送信ファイル名）が作成されますので、「**送受信**」ボタンを押して送信してください。

※取消電文については、連合会にて受付前のデータのみ行うことが可能です。

【確認方法】



「取消電文」送信して、暫くして、「送信結果」フォルダをクリックし「送受信」ボタンを押してください。

上図のように取り消したいファイルの下に、**【送信ファイル名】上記電文取消【状態】取消完了【受付】○** と表示されれば取消処理が正常に完了しています。

介護給付費請求書等送付状（郵送等専用）

（※ 事業所番号毎に作成ください。）

令和 3 年 4 月 6 日 送付

事業所番号

4	0	1	0	0	1	0	0	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業所名

介護病院

問い合わせ可能な担当者と電話番号をご記入下さい。

ご担当者名

ご連絡先

福岡花子	092-999-8888
------	--------------

1 介護給付費/総合事業費明細書（帳票）

サービス提供年月	件数① (介護給付費)	件数④ (総合事業費)
令和 3年 4月分	70件	15件
令和 3年 3月分	2件	件
令和 3年 2月分	(1)件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件

生活保護単独受給者(Hで始まる利用者)のみ請求の場合
請求書の保険請求欄に件数がないので、()で記入してください

FD・CD-Rで提出の場合には記入しない
FD等で提出の場合はデータの件数を記入しないでください

2 給付管理票（帳票）

件数②	
新規	70件
修正	2件
取消	件

3 CD-R等

枚数③
1枚

紙で提出の場合のみ記入
新規・修正・取消
それぞれの給付管理票の件数

給付管理票は、下記のとおり編綴して下さい。
修正分は、新規分のみ編綴して下さい

紙で提出の場合のみ記入

- ①介護給付費と総合事業費別に記入すること。
- ②居宅サービス・施設サービスと居宅介護支援等がある場合はその合計件数を記入すること。
(請求書の保険請求欄に記入した合計件数)

修正分は、修正分のみ編綴して下さい
・取消分（月遅れ分も一緒に、取消分のみ編綴して下さい）

介護給付費等請求明細書は、下記のとおり編綴して下さい。

- ・サービス提供年月毎に編綴して下さい。
- 1. 介護給付費請求書
- 2. 県内被保険者分明細書
- 3. 県外被保険者分明細書

介護給付費請求書等送付状（郵送等専用）

（※ 事業所番号毎に作成ください。）

令和 年 月 日 送付

事業所番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業所名

--

ご担当者名

ご連絡先

--	--

1 介護給付費/総合事業費明細書（帳票）

サービス提供年月	件数① (介護給付費)	件数④ (総合事業費)
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件
令和 年 月分	件	件

2 給付管理票（帳票）

件数②	
新規	件
修正	件
取消	件

3 CD-R等

枚数③
枚

給付管理票は、下記のとおり編綴して下さい。
・新規分（月遅れ分も一緒に、新規分のみ編綴して下さい）
1. 給付管理票総括票
2. 県内被保険者分給付管理票
3. 県外被保険者分給付管理票
・修正分（月遅れ分も一緒に、修正分のみ編綴して下さい）
・取消分（月遅れ分も一緒に、取消分のみ編綴して下さい）

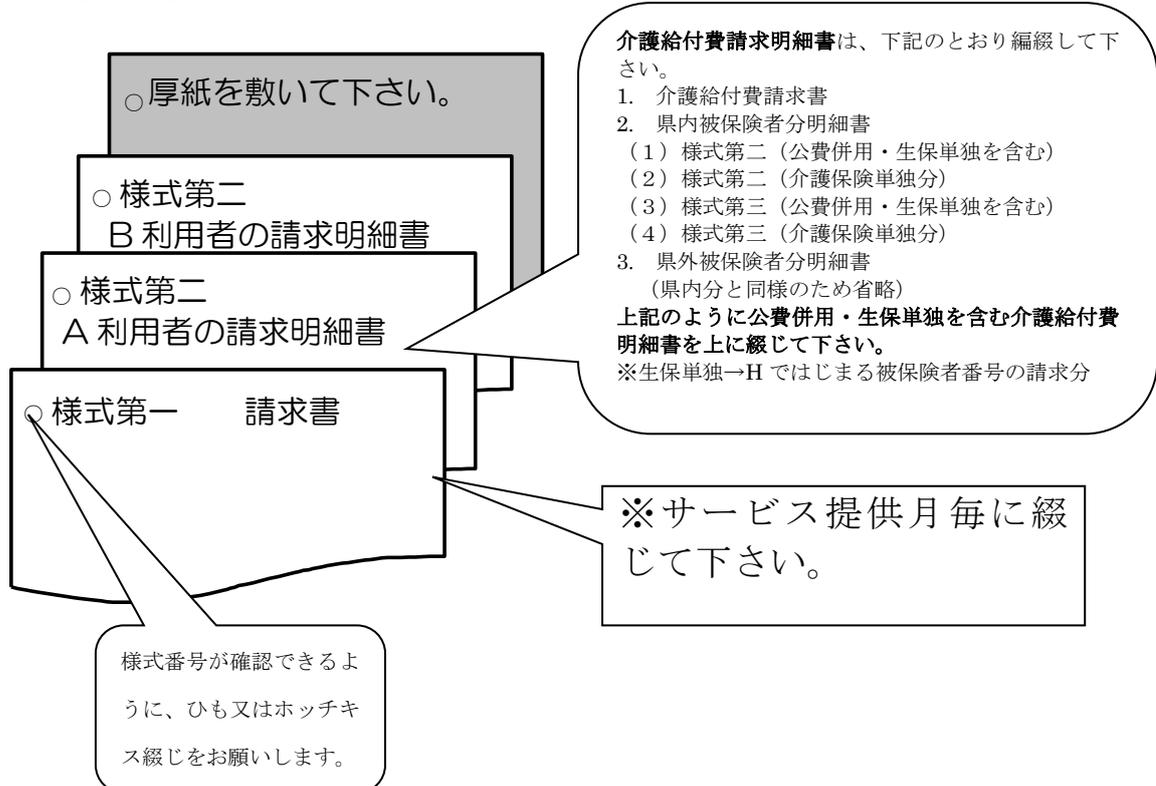
介護給付費等請求明細書は、下記のとおり編綴して下さい。
・サービス提供年月毎に編綴して下さい。
1. 介護給付費請求書
2. 県内被保険者分明細書
3. 県外被保険者分明細書

帳票による介護給付費請求書等の編綴方法

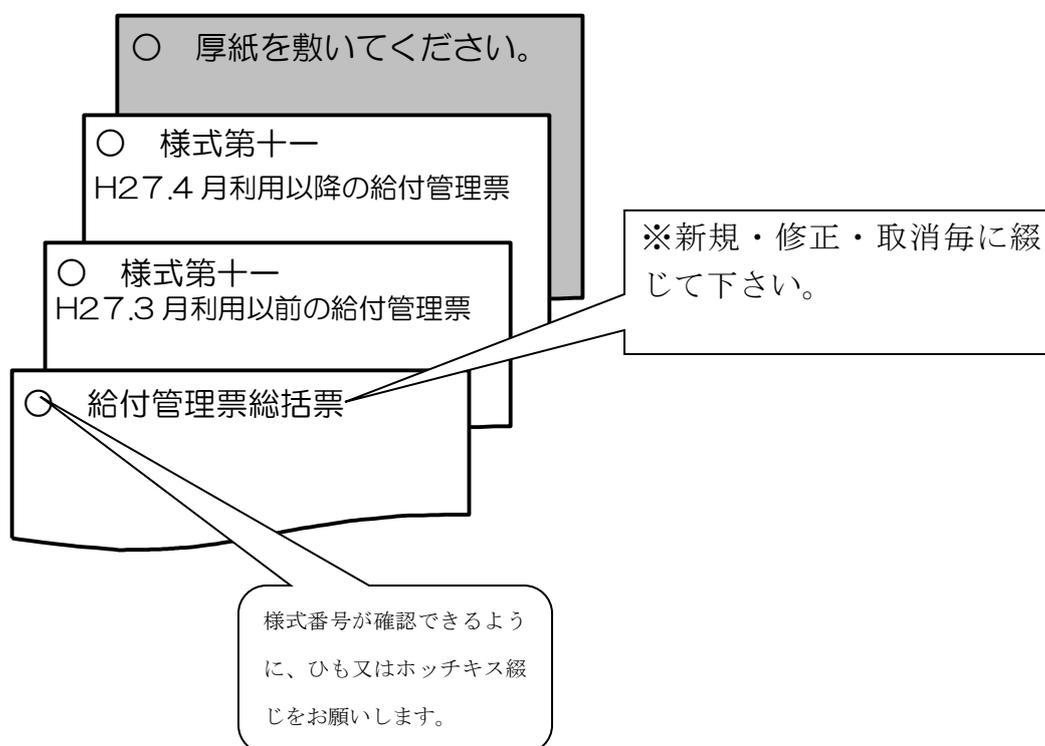
介護保険給付費請求書等は、下記のとおり編綴して国保連合会へ提出して下さい。

1. 介護給付費請求書は、サービス提供月（サービス提供月が異なる）毎、事業所（番号）毎に1枚作成して下さい。
2. 介護給付費明細書は、事業所（事業所番号が異なる）毎、被保険者毎に暦月単位で1件作成して下さい。1人の被保険者について同一月分の、同一様式の介護給付費明細書を2件に分けて作成することはできません。（ただし、下記の場合を除く。）
 - 公費併用請求で介護給付費明細書が2枚以上にわたる場合。
 - 1枚の介護給付費明細書の明細記入欄に請求明細が記入しきれない場合は、何枚目中の何枚目あるか所定の欄に記入し、複数の介護給付費明細書にわけて記入を行って下さい。この際、2枚目以降について、被保険者番号を除く被保険者欄、事業所番号を除く請求事業所欄を省略して差し支えありません。また、請求集計欄は1枚目のみに記載して下さい。
 - 月途中で要介護状態・要支援状態をまたがる変更がある被保険者に対して、1事業所から変更前後において居宅サービス・介護予防サービスを提供した場合、1月に2件以上作成することとなります。
3. 左上に様式番号のある介護給付費請求書、介護給付費明細書、給付管理票を必ず使用して下さい。

① 介護給付費明細書（様式第二～十）



② 給付管理票（様式第十一）



※ サービス計画費の介護給付費明細書（様式第七・第七の二・第七の三）を綴じこまないようご注意ください。

※ 左上にホッチキスまたは穴を開けてひもで綴じて下さい。

※ 様式番号が確認できるように綴じて下さい。

※ 作成区分（新規・修正・取消）毎に綴じて下さい。

・新規分（月遅れ分も一緒に、新規分のみ編綴して下さい。）

1. 給付管理票総括票

2. 県内被保険者分

(1) 給付管理票（H27.3 月利用以前の給付管理票） 様式第十一

(2) 給付管理票（H27.4 月利用以降の給付管理票） 様式第十一

3. 県外被保険者分

(1) 給付管理票（H27.3 月利用以前の給付管理票） 様式第十一

(2) 給付管理票（H27.4 月利用以降の給付管理票） 様式第十一

・修正分（月遅れ分も一緒に、修正分のみ編綴して下さい。）

・取消分（月遅れ分も一緒に、取消分のみ編綴して下さい。）

地域区分の見直しについて

I-資料5①

※令和3年度からの地域区分の単価の見直しはない。

サービス種類(※)		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
現 行 の 地 域 単 価	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与 	10円							
	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護福祉施設サービス ・介護保健施設サービス ・介護療養施設サービス ・介護医療院サービス 	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス 	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	
サービス種類(※)		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
令 和 3 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で の 間 の 地 域 単 価	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与 	10円							
	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護福祉施設サービス ・介護保健施設サービス ・介護療養施設サービス ・介護医療院サービス 	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス 	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	

※サービス種類については、介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

令和3年度から令和5年度までの間の地域区分の適用地域

自治体：1,741 (R2.11.1現在)

上乗せ割合	1級地		2級地		3級地		4級地		5級地		6級地		7級地		その他
	20%		16%		15%		12%		10%		6%		3%		
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市(4) 国立市 清瀬市(4) 東久留米市(5) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市(4) 国立市 清瀬市(4) 東久留米市(5) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 兵庫県 神戸市	茨城県 牛久市 埼玉県 埼玉市 朝霞市 志木市(5) 和光市(5) 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 東京都 海老名市(5) 愛知県 刈谷市(5) 豊田市(5) 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 埼玉市 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 印西市 飯能市(7) 東京都 福生市(6) あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 越谷市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛川町 愛知県 みよし市(6) 滋賀県 大津市 草津市 栗東市(6) 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 流山市 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市(6)	宮城県 仙台市 武蔵村山市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市(7) 加須市 東松山市 春日部市 津島市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 北本市 八潮市 東郷町 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 枚方市 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 流山市 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市(6)	宮城県 仙台市 武蔵村山市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市(7) 加須市 東松山市 春日部市 津島市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 北本市 八潮市 東郷町 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 枚方市 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 流山市 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市(6)	宮城県 仙台市 武蔵村山市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市(7) 加須市 東松山市 春日部市 津島市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 北本市 八潮市 東郷町 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 枚方市 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 流山市 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市(6)	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 秦野市 葉山町 大磯町 二宮町 清川村 大阪狭山市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 大子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川市 柏原町 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 野田市 京都市 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町	北海道 札幌市 茨城県 富山県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 福井県 福井市 那珂市 筑西市 坂東市 福敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 日光市 小山市 大田原市 さくら市 玉生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市(他) 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 山北町(他) 箱根町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 岐阜県 岐阜市 大垣市 多治見市 岐阜市 静岡県 浜松市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 東近江市 日野町(他) 京都府 京都市 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	愛知県 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 蒲郡市 大山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 甲府市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 大口町 扶桑町 阿久比町 設楽町 豊田町 三重県 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 長浜市 野洲市 湖南市 高島市(他) 長崎県 長崎市	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西市 三宅町 田原本町 普賢村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山市 岡山市 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 福岡市 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23(23)	6(6)	27(24)	25(22)	51(52)	140(137)	166(169)	1303(1308)							

1 この表に掲げる名称は、令和3年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定
 2 ()内の数字は現行の級地(又は地域数)を指す

介護保険保険者番号表

市町村名	保険者番号		市町村名	保険者番号	
	名称	市町村番号		名称	市町村番号
北九州市 401000	門司区	401018	糟屋郡	宇美町	403410
	若松区	401034		篠栗町	403428
	戸畑区	401059		志免町	403436
	小倉北区	401067		須恵町	403444
	小倉南区	401075		新宮町	403451
	八幡東区	401083		久山町	403485
	八幡西区	401091		粕屋町	403493
福岡市 401307	東区	401315	遠賀郡	芦屋町	403816
	博多区	401323		水巻町	403824
	中央区	401331		岡垣町	403832
	南区	401349		遠賀町	403840
	西区	401356	鞍手郡	小竹町	404012
	城南区	401364		鞍手町	404020
	早良区	401372	嘉穂郡	桂川町	404210
大牟田市	402024	朝倉郡	筑前町	404475	
久留米市	402032		東峰村	404483	
直方市	402040	三井郡	大刀洗町	405035	
飯塚市	402057	三潁郡	大木町	405225	
田川市	402065	八女郡	広川町	405449	
柳川市	402073		田川郡	香春町	406017
八女市	402107	添田町		406025	
筑後市	402115	糸田町		406041	
大川市	402123	川崎町		406058	
行橋市	402131	大任町		406082	
豊前市	402149	赤村		406090	
中間市	402156	福智町		406108	
小郡市	402164	京都郡		苅田町	406215
筑紫野市	402172		みやこ町	406256	
春日市	402180	築上郡	吉富町	406421	
大野城市	402198		上毛町	406462	
宗像市	402206		築上町	406470	
太宰府市	402214	広域連合		409540	
古賀市	402230				
福津市	402248				
うきは市	402255				
宮若市	402263				
嘉麻市	402271				
朝倉市	402289				
みやま市	402297				
糸島市	402305				
那珂川市	402313				

(R3.4現在)

は、広域連合加入市町村

介護給付費請求事務等に関する 問合せ票

お問合せ先 FAX 092-642-7856
 福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課 介護保険係

お問合せ日	年	月	日				
事業所番号							
事業所名称							
ご担当者名	(フリガナ)						
ご連絡先	TEL		-		FAX		-
お問合せ 区 分	<input type="checkbox"/> 記載要領 <input type="checkbox"/> 算定方法 <input type="checkbox"/> 伝送通信 <input type="checkbox"/> その他						
お問合せ 内 容							

【連合会確認欄】

回答日	回答者	回答方法
年 月 日		<input type="checkbox"/> TEL <input type="checkbox"/> FAX